

地球市民アカデミア

「地球市民アカデミア・ファンド」設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「地球市民アカデミア・ファンド（以下、ファンド）」の設置及びその管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ファンドは、地球市民アカデミア（以下、アカデミア）を修了した人たちが、アカデミアで学んだ地球市民としての意識を持ちつつ、社会貢献活動を行うことを支援する目的で設置される。

(ファンドの構成)

第3条 ファンドの原資には、アカデミア1期（1994年度）から12期（2005年度）までの間に毎年繰り越されてきた繰越金、および修了生有志の同窓会である「アカデミア・ナッツ」の基金を充てる。

(ファンドの用途)

第4条 ファンドは、次のような趣旨の事業に助成するほか、その管理運営経費に充てるものとする。

- (1) アカデミア修了生が実施する修了生間のネットワーク事業
- (2) アカデミア修了生が実施する地球市民育成を目指す学習・教育事業
- (3) アカデミア修了生による「公正で共に生きることのできる地球市民社会づくり」に向けた諸活動
- (4) その他、ファンドの目的に合致する事業

2 申請件数の総額がファンド総額に満たない場合は、最大2年間を上限として募集期間を延長するなどの手段を講じる。

3 助成された事業の決算時に余剰金が生じた場合は、ファンドに返還する。

(ファンドの管理運営および経理)

第5条 ファンドの管理運営は、アカデミア初期からの共催団体の1つであった特定非営利活動法人開発教育協会（以下、開発教育協会）が行い、開発教育協会はこれを独立した会計で経理するものとする。

2 開発教育協会は、ファンドの管理運営を行うために「地球市民アカデミア・ファンド運営審査委員会」（以下、運営審査委員会）を理事会内に設置する。

3 運営審査委員会の設置運営については、別に定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、開発教育協会代表理事が運営審査委員長と協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行し、2年間の有効期間を有することとする。